

平成18年3月17日

ヘキサクロロベンゼンを含有するテトラクロロ無水フタル酸について

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

今般、テトラクロロ無水フタル酸（官報公示番号 3-1423、CAS No. 117-08-8）の合成過程において、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）に基づく第一種特定化学物質であるヘキサクロロベンゼン（官報公示番号 3-76、CAS No. 118-74-1）が副生していることが明らかとなりました。

本日、厚生労働省、経済産業省及び環境省（以下、「3省」という）は、本事案に対する化審法に基づく対応について、別紙1のとおり公表し、テトラクロロ無水フタル酸の製造者又は輸入者に対し別紙2を、テトラクロロ無水フタル酸の使用者に対し別紙3を、それぞれ発出いたしました。

化審法は、難分解性を有し、人への毒性又は生態毒性を有する化学物質による環境汚染を防止することを目的としています。第一種特定化学物質は、難分解性、及び人又は高次捕食動物への毒性に加え、生物の体内に蓄積されやすい性質（高蓄積性）を有する化学物質であり、化審法に基づきその製造、輸入及び使用は原則禁止されています。ヘキサクロロベンゼンは、昭和54年に第一種特定化学物質として指定され、当該規制の対象となっているほか、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」に基づき、国際的にも排出削減に向けた取組が進められています。

今回の事案は、ヘキサクロロベンゼンがテトラクロロ無水フタル酸の合成過程において副生していたものです。副生する第一種特定化学物質に対する化審法における考え方は、別紙1にも示されているとおり、可能な限りその生成を抑制するとの観点から、「利用可能な最良の技術」（BAT：Best Available Technology）を適用し排出削減の徹底を図る、というものです。

また、各事業者に対し適切に情報を提供する観点から、今後、テトラクロロ無水フタル酸の製造・輸入事業者、及びソルベントレッド135の製造・輸入事業者は、それぞれが発行するMSDS中にヘキサクロロベンゼン含有値を記載することになります。

各事業者におかれましては、ヘキサクロロベンゼン含有量の低減に向けた取組にご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

<問い合わせ先>

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

担当：江原

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-3595-2298 (直通)

FAX 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

担当：太田、河岸

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-0605 (直通)

FAX 03-3501-2084

環境省環境保健部企画課化学物質審査室

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

担当：大井、池上

TEL 03-5521-8253 (直通)

FAX 03-3581-3370